

「みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務」

業務仕様書

令和 7 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

本業務は、近年注目を集め、来訪者数や旅行商品造成数が増加しているみちのく潮風トレイルの認知度向上や利用者拡大、観光消費額の拡大などを目的として、地域の観光事業者や行政、DMO等多様な関係者と連携し、地域一体となったみちのく潮風トレイルの受入態勢を強化するもの。

(2) 業務名

みちのく潮風トレイル受入態勢強化業務

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

2 業務内容（仕様）

(1) みちのく潮風トレイル受入態勢整備事業

みちのく潮風トレイルの受入については各地域において行われており、地域全体でそのコンテンツ・受入施設等の情報整理がされていない状況があることから、それらを整備し、地域一体となった受入及びセールスにつなげることで今後のさらなる誘客拡大を図るため、以下の業務を行うもの。

ア コンテンツ一覧の作成

- ・委託者から提供する地域の各コンテンツ情報（宿泊施設、食事場所、観光施設等）をもとに、BtoBで活用できる一覧表を作成すること。
- ・作成にあたっては、適宜事業者にヒアリングするなど調整を行うこと。

イ ワークショップ

- ・事前に収集した情報を元に、地域ごとに独自に取り組んでいるコンテンツ等の情報をエリア全体で共有することにより、自身のコンテンツだけではなく、地域でどんなことを体験できるのかといったことを互いに知り、広域的な連携促進や地域一体となったセールスが実施できるような体制強化を目指す内容とすること。
- ・みちのく潮風トレイルを中心とした誘客に関して実態や課題等を洗い出し、共有すること。
- ・地域事業者やハイカー（国内、国外）、ガイドの意見を聞けるような体制をとること。

① 開催準備

- ・会場の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な備品等の手配及び使用料の支払いを行うこと。
- ・開催に必要な資料等を作成すること。

- ・三陸沿岸地域の観光及びみちのく潮風トレイルに精通するファシリテーターを手配すること。また、それにかかる連絡調整、旅費・謝金の支払いを行うこと。
- ・参加者への連絡調整及び出席状況を管理すること。

② 運営

- ・その他、ワークショップが円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。
- ・全体の進行を行うこと。
- ・議事録を作成すること。

③ フィードバック

- ・ワークショップの内容をまとめ、ワークショップの参加者のほか三陸沿岸地域の観光事業者、行政、DMO等の主要な関係者等に内容を共有すること。

【ワークショップの概要】

対象者	・三陸沿岸地域の観光事業者、行政、DMO等の主要な関係者 ・ガイド、ハイカーなど、利用者視点から意見できる者 等
時期	令和7年6月頃
場所	久慈地域（洋野町、久慈市、野田村、普代村）、宮古地域（田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町）、大船渡地域（大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市）
回数	各会場 1回
規模	各会場 30名程度
内容	・観光コンテンツ、受入に関する情報共有や整理 ・先行事例と課題認識の共有 ・2(2)の県内マップ作製に係る意見交換 等 ※その他、委託者と協議のうえ内容決定のこと。
その他	提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

(2) みちのく潮風トレイル利用促進事業

ア 県内マップ作製

トレイルの認知度向上や利用者拡大、地域の観光消費額の拡大などを目的として、トレイルに加えて周辺観光を楽しむトレイル初級者や中級者を対象にトレイルルートと近隣の様々な観光コンテンツを掲載したマップの作成に取り組むもの。

みちのく潮風トレイルに関しては、各市町村等の規模でルート近隣の観光情報を紹介するパンフレット等はあるものの、岩手県全体におけるルート近隣の観光情報をまとめて紹介するものはなく、今後、さらなる誘客拡大を図り地域の観光消費額の向上を目指すため、広域周遊を促し、かつ、観光情報を紹介する県内マップ（パンフレット）を作成することにより、広域周遊や地域で共通したPRを可能にするもの。なお、作成にあたっては環境省やNPO法人みちのくトレイルクラブ、各市町村等において作成（予定）しているパンフレットに関する情報を収集し、参考とすること。

① 業務

パンフレット等の作成に関する次に掲げる事項を実施すること。

- ・ 関係機関との打合せ及び確認調整

- ・ 企画構成
- ・ デザインの実施
- ・ 割り付け・校正・その他編集
- ・ 資料及び写真の収集・取材・執筆
- ・ 印刷物及びホームページ公開用データ（PDF 等）の作成
- ・ デジタルガイドブックの作成・公開
- ・ 印刷物の納品（納品場所については、別途指示する。） なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。

② 対象

ロングトレイル初心者で「みちのく潮風トレイル」に関心のある層へ向け、トレイルの歩き方やモデルコース、観光情報等を紹介するもの。

③ 規格等

【紙媒体】

- ・ 版型 A5 版冊子 20 頁以上
- ・ 色彩 オールカラー（写真・イラストを含む）
- ・ 言語 日／英 2 か国語
- ・ 部数 各言語 20,000 部

【電子媒体】

紙媒体のデザインを活用すること。

- ・ 言語 日／英 2 か国語
- ・ その他

岩手県観光情報サイト「いわての旅」 (<https://iwatetabi.jp/>)、三陸観光ポータルサイト「さんりく旅するべ」 (<https://sanriku-travel.jp/>) への掲載を前提とする。

④ 成果品

本業務による成果物は、以下のとおりとする。

- ・ 印刷物
- ・ ホームページ公開用データ（PDF 等）
- ・ デジタルガイドブックにアクセスできる QR コード等

⑤ 納品日

令和 7 年 8 月下旬

⑥ 内容

次の内容を掲載すること。

- ・ 岩手県内のみちのく潮風トレイルのルート。
- ・ ルート上または近隣の宿泊施設や食事場所、体験可能なコンテンツといった観光情報
- ・ 初心者でも安全に楽しむための注意事項（装備、情報収集のしかた、難所の紹介、動物と遭遇した際の対処法等）
- ・ 各エリアにおけるモデルコース、所要時間
- ・ 内容については、みちのく潮風トレイルの管理・運営を行っている NPO 法人みちのくトレイルクラブを含め、関係者の確認を受けること。

- ・その他、2(1)の実施結果を踏まえ、委託者、ワークショップ参加者と適宜協議のうえ検討すること。

イ スポーツショップと連携したハイカー向け PR

【PRの概要】

対象者	国内のハイカー向けにスポーツショップを利用した情報発信を行う。
実施時期	令和7年10月～令和8年2月の間
場所	東京都内のスポーツショップ
目的	みちのく潮風トレイルの認知度向上及び利用促進
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2(2)で作成するマップを活用すること。 ・上記実施時期のうち、店頭で一カ月以上継続したPRをするとともに、SNSを活用した情報発信を行うこと。
その他	提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

① 企画・調整

上記PR実施に係る店舗選定・手配・企画・調整を行うこと。

② 集客調整

告知宣伝に係る諸業務を行うこと。

③ その他

- ・本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること
- ・業務責任者は、統括的に全体状況を把握し、県等と常時連絡が可能な連絡体制及び通信手段を確保すること
- ・PRイベントの運営に関する全てについて、事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること

(4) その他

- ・上記のほか、本業務の目的を達成するための企画について、予算額の範囲内で提案すること。
- ・業務の実施にあたっては、県と緊密な連絡を取りその指示に従うとともに、県からの企画等に関する相談、協議に真摯に応じること。
- ・業務内容については、県、受託者協議のうえ、変更する可能性があること。

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(6) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(7) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。